

# 業務指示書

## スリランカ国ジャフナ大学農学部研究施設等建設計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年2月10日 16時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年2月16日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：研究・高等教育機関整備に係るO/D、B/D、D/D、S/V経験

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／建築計画（農業高等教育））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：建築計画（農業高等教育）に係るO/D、B/D、D/D、S/V経験
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築設計／自然条件調査】

- 1) 類似業務の経験：建築設計／自然条件調査に係るO/D、B/D、D/D、S/V経験
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 研究・農業資機材計画】

- 1) 類似業務の経験：研究・農業資機材計画に係るO/D、B/D、D/D、S/V経験
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年2月20日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- (各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
自然条件調査 ( (1) 地形調査、(2) 地質調査、(3) 地下水調査 ) にかかる経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険 (戦争危険担保特約) あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(LKR1 = 0.909 円 , US\$1 = 117.93 円 , EUR1 = 133.23 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/建築計画(農業高等教育)  
建築設計/自然条件調査  
研究・農業資機材計画

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.51 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年3月16日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
スリランカ国ジャフナ大学農学部研究施設等建設計画準備調査

| 評価項目                            | 配点          |              |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力         | (10.00)     |              |
| (1) 類似業務の経験                     | 6.00        |              |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等             | 4.00        |              |
| 2. 業務の実施方針等                     | (30.00)     |              |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性               | 9.00        |              |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等            | 12.00       |              |
| (3) 要員計画等の妥当性                   | 4.00        |              |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制）            | 5.00        |              |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力                | (60.00)     |              |
| (1) 業務主任者の経験・能力／<br>業務管理グループの評価 | (30.00)     |              |
|                                 | 業務主任者<br>のみ | 業務管理<br>グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 業務主任／建築計画（農業高等教育）  | (30.00)     | (12.00)      |
| ア) 類似業務の経験                      | 12.00       | 5.00         |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             | 3.00        | 1.00         |
| ウ) 語学力                          | 5.00        | 2.00         |
| エ) 業務主任者等としての経験                 | 6.00        | 2.00         |
| オ) その他学位、資格等                    | 4.00        | 2.00         |
| ②副業務主任者                         | ( - )       | (12.00)      |
| カ) 類似業務の経験                      | -           | 5.00         |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験             | -           | 1.00         |
| ク) 語学力                          | -           | 2.00         |
| ケ) 業務主任者等としての経験                 | -           | 2.00         |
| コ) その他学位、資格等                    | -           | 2.00         |
| ③体制、プレゼンテーション                   | ( )         | (6.00)       |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション           |             |              |
| シ) 業務管理体制                       | -           | 6.00         |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計／自然条件調査    | (15.00)     |              |
| ア) 類似業務の経験                      | 7.00        |              |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             | 2.00        |              |
| ウ) 語学力                          | 3.00        |              |
| エ) その他学位、資格等                    | 3.00        |              |
| (3) 業務従事者の経験・能力： 研究・農業資機材計画     | (15.00)     |              |
| ア) 類似業務の経験                      | 10.00       |              |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             |             |              |
| ウ) 語学力                          |             |              |
| エ) その他学位、資格等                    | 5.00        |              |
| (4) 業務従事者の経験・能力：                | ( )         |              |
| ア) 類似業務の経験                      |             |              |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             |             |              |
| ウ) 語学力                          |             |              |
| エ) その他学位、資格等                    |             |              |
| (5) 業務従事者の経験・能力：                | ( )         |              |
| ア) 類似業務の経験                      |             |              |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             |             |              |
| ウ) 語学力                          |             |              |
| エ) その他学位、資格等                    |             |              |
| 総合評点                            | [ 100.00 ]  |              |



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

スリランカ政府は、2009年の内戦終結以降、紛争影響地である北部州及び東部州において、国内避難民の帰還促進、破壊されたインフラの整備、住民の生計向上等の復興支援に取り組む方針を掲げ、各種政策のもと一定の成果を上げてきた。他方、北部州においては2014年内を目途に約2万人の再定住計画が進む中、住民の多くは依然として干ばつ等の影響を受けやすい脆弱な環境下で農業に従事しており、農業の生産性の向上は喫緊の課題となっている。

ジャフナ大学農学部は、30年近くにわたる内戦の影響で、元々農学部があったキリノッチ・キャンパスからジャフナに一時移転をし、ジャフナ大学医学部及び民家を間借りする環境で研究・教育及び地域住民への農業の普及を継続してきた。内戦終結後、スリランカ政府による独自資金によりキリノッチ・キャンパスの講義棟や学生寮の修復を行い、キリノッチでの研究・教育を再開している。一方で、教育・研究の観点から不可欠な実験室や試験農場は未だ完備されておらず、学生に提供できる実習・実験の機会は非常に限られていることに加えて、乾燥地農業の研究活動も限定的となっている。こうした背景のもと、スリランカ政府は今般、我が国に対して研究・研修棟および試験圃場の整備にかかる無償資金協力を要請した。

ジャフナ大学農学部は、北部乾燥地域における乾燥地農業を扱う唯一の高等教育機関かつ研究機関であり、今後とも、北部州の農業技術の改善・普及に資する人材育成とともに、スリランカ政府が策定した大学タウンシッププログラムに基づき、農業振興の中核施設として更なる地域貢献を行うことが期待されている。

これらを踏まえ、本業務は、本要請に関連する詳細な情報の収集を行い、本プロジェクトの必要性及び妥当性の詳細を確認するとともに、無償資金協力としての具体的なプロジェクト内容、協力範囲を検討し、概略設計及び概略事業費の積算を行うことを目的とする。

### 2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標： ジャフナ大学農学部が北部乾燥地農業の研究・教育（人材育成）・普及活動の拠点として機能する

(2) プロジェクト目標： ジャフナ大学農学部において、研究棟、ICG棟（※）、試験圃場等の施設が改善され、北部乾燥地における農畜産分野の効率的・効果的な研究・教育（人材育成）・普及活動が実施される

（※ICG：Information and Communication Center 政府職員や農民を対象とした研修施設）

(3) 成果： ジャフナ大学農学部の研究棟、ICC 棟、試験圃場等の施設が整備される

(4) 投入計画

(ア) 我が国への要請内容（本調査にて精査）

【施設】研究棟（研究室、実験室等） - 2 階建、4800 m<sup>2</sup>（延床面積）

ICC 棟（研修室、宿泊施設等） - 2 階建、2400 m<sup>2</sup>（延床面積）

試験圃場（穀物・園芸作物圃場、畜舎等） - 150 エーカー

【機材】各種実験機材、研修機材、圃場機材（要請機材リスト参照）

(イ) 相手国側の投入計画

- 施設・機材の運用・維持管理に必要な経費
- 施設・機材を管理するジャフナ大学農学部の運営費
- 新たな教育カリキュラムを実施する要員の確保

(5) 対象地域

北部州キリノッチ

(6) 関係官庁・機関

【監督省庁】高等教育省

【実施機関】ジャフナ大学農学部

(7) 受益者

- 直接受益者：ジャフナ大学農学部の教官、研究者、スタッフ、学生
- 間接受益者：地域農民、地域企業関係者、政府農業担当官等

(8) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

【技術協力】

- ・後発地域における農産物の生産・販売促進による地域開発支援 2014. 10-2017. 9
- ・紛争影響地における帰還民を対象とした生計向上支援 2012. 10-2014. 9
- ・北部東部地域内におけるコミュニティ開発人材育成プロジェクト 2011. 3~2014. 3
- ・マナー県再定住コミュニティ緊急復旧計画プロジェクト (MANREP) 2010. 3~2012. 7
- ・ジャフナ県復興開発促進計画プロジェクト (PDP-JAFFNA) 2010. 3~2011. 10
  
- ・北東部家畜飼育研修（現地国内研修）2011. 3~2013. 3

### 3. 業務の目的

プロジェクトの背景、目的および内容を把握し、プロジェクト実施に対する我が国支援の位置づけ、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必

要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

#### 4. 業務の範囲

本調査は、スリランカから要請のあった本プロジェクトについて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための第1次現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための第2次現地調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

##### (2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

##### 1) 第1次現地調査派遣前

調査方針、調査計画等を協議、確認する。

##### 2) 第1次現地調査帰国後

現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。また、帰国後30日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、設計・積算の方向性を確認する。

##### 3) 第2次現地調査派遣前

準備調査報告書(案)に基づき、計画内容を確認する。

##### (3) 計画の対象、検討における考慮事項

1) ジャフナ大学農学部は作物学・畜産学・農業生物学・農業化学・農業工学・農業経済学の6つの学科から成る。これらの全学科を調査対象とする。なお、ジャフナ大学農学部の現在の学生数は250名、教員数は23名であるが、今後10年間で学生数を倍増していく計画である。

2) ジャフナ大学農学部の施設修復状況、既存の施設状況や、インドを含む他ドナー

によるハード・ソフト両面の支援計画を確認したうえで、乾燥地農業等の本プロジェクトの重点教育分野、利用する教員や学生数、大学内の他施設との役割分担等を十分に考慮して計画する。

3) ジャフナ大学農学部は地方政府や農民・地域企業等に研修・普及活動を行う計画を有することから、本調査においてはこれら関係機関との関係や活動を把握した上で、適切な計画を策定する。

4) 無償資金協力の承諾に際しては、一貫して日本が協力してきている和平の定着プロセスへの裨益が重視されており、建設中及び建設後の当該施設を活用した、帰還民（地域農民）への活発な裨益活動が期待される。この点については、現在派遣中の関連事業の専門家ならびに JICA 事務所との協議を踏まえたうえで、大学側の計画を確認し、精査する。

#### (4) 実施機関の維持管理体制・技術レベルを踏まえた計画策定

1) 想定される支援においては農業分野の人材育成のための基礎的な教育・実験・研修に必要な施設・機材・圃場を中心に整備することを想定しているが、ジャフナ大学農学部による今後の研究・研修活動の促進も念頭にスリランカ側と協議を行い、事業計画の形成を行う。確実に確保可能な実施体制（予算、人員、組織等）、活動内容に見合った内容、規模を想定する。高度かつ維持管理に留意を要する研究機材の選定にあたっては慎重に検討する。

2) 機材の選定にあたっては、1) 機材の使用目的、2) 対象機関の教官・研究者の能力（他大学からの教員リクルートの可能性も含めて確認）、3) 必要な教員数・配置計画とその妥当性、4) 想定される学生数、5) スリランカ側維持管理体制、6) 現在の機材状況、7) 機材の使用目的、8) 調達事情などを考慮して、適切な機種・規格・台数を選定することとする。

#### (5) 環境社会配慮

本案件は「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）において、カテゴリ-C となっているため、JICA ガイドラインに合わせたチェックリスト等の資料作成は不要であるが、施設整備が行われる場合、周辺環境への影響が最小限になるような計画策定に留意する。

#### (6) 不発弾・地雷の対応及び予備的経費の検討

プロジェクトサイトであるキリノッチはスリランカ内戦の激戦地であったが、先方政府による調査結果(Non-technical Survey)に基づき、キリノッチ・キャンパスは地雷や不発弾のリスクが低い区画(Non-Hazardous Area)と指定されており、既に利用されている。同地域は、反政府軍 LTTE の本拠地であったことから、不発弾・地雷のリスクは低いと考えられている。また、軍が重機を用いてキャンパス敷地の整地を行った際、

不発弾・地雷は発見されていない。

しかしながら、本プロジェクトサイトの近隣地域で実施中の無償資金協力事業において10個以上の不発弾・地雷が工事中に発見された事案が発生しており、本プロジェクトサイトにおいて工事着工後に不発弾・地雷が発見される可能性は否定はできない。ジャフナ大学、高等教育省、経済開発省傘下 National Mine Action Center（以下 URL 参照）が協力し、本プロジェクト対象地における不発弾・地雷の調査/探査作業を工事着工前に実施すべく、調整中である。

本調査では、対象地における不発弾・地雷除去に関する現状、スリランカ政府の方針及び調査/探査作業の進捗を確認する。それらを踏まえて、概略設計概要説明調査（第二次現地調査）前に必要となる調査/探査作業をスリランカ政府により実施すること、また、万が一工事着工後に不発弾・地雷が発見された場合、原則としてスリランカ政府の費用負担により除去作業を行うことを合意する。ただし、右事情を鑑み、スリランカ政府による除去作業の予算配賦がなされない、調整に時間を要し待機費用が発生するといった事態に備えて、予備的経費に係る検討を行う。

（参考情報：

<http://sinmac.gov.lk/who-we-are>[http://www.defence.lk/new.asp?fname=mine\\_action\\_sri%20lanka\\_success\\_story\\_20120404\\_02](http://www.defence.lk/new.asp?fname=mine_action_sri%20lanka_success_story_20120404_02))

#### （7） 積算・設計にかかる参照マニュアル

本調査において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（施行版）」（補完編・別冊を含む）に基づいて行う。同マニュアルには、設計、積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的なセクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

## 6. 業務の内容

### （1） インセプション・レポート、質問票の作成

要請書及び関連資料（高等教育にかかる国家計画、高等教育にかかる統計資料、既存文献等）の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討したうえで、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### （2） インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力しインセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協

議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯等の確認

#### 1) 農業分野における高等教育調査

農業セクター開発計画、農業高等教育・研究分野・職業訓練の国家計画を把握し、本プロジェクトの位置づけを確認し、現状と問題点を確認する。その上で、プロジェクトのスリランカの政策・計画との整合性を確認する。スリランカの農業教育・研究分野の関係機関の責任区分を把握し、所管官庁と、関係機関との役割分担を確認する。また、農業教育（専門学校、学部レベル以上）・研究・再教育制度（教員採用・配置計画、資格制度、行政職員の再教育など）を確認する。また、スリランカにおける教育・研究レベルを確認するため、農学部を有する他大学の状況を2校程度を訪問し調査する。（調査先の大学は事前に JICA と協議し決定する）

#### 2) ジャフナ大学事業計画調査

ジャフナ大学およびジャフナ大学農学部の地域農業振興・普及における役割、将来計画、新たな研修・教育・研究計画・カリキュラムを確認し、本計画の必要性・妥当性を検討する。今後の教員・研究者の確保・配置計画、学生の確保計画、学生の進級・卒業・就職動向、農業関連省庁・地方政府職員等に対する研修実績と今後の計画等を確認する。

#### 3) 要請内容の確認

先方との協議を通じ、要請内容を確認し、その背景、目的、内容、要請されている各コンポーネントの優先順位を確認する。

#### 4) 不発弾・地雷除去の確認

対象地における不発弾・地雷除去に関する現状、スリランカ政府の方針及び作業の進捗状況を確認する。

### (4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクトの実施機関であるジャフナ大学及びジャフナ大学農学部について、その組織・人員体制、財政、予算、技術水準等の実施体制を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。なお、大学への予算配分は学生数に左右されるため、過去、現在および今後の学生数計画を含めて確認する。

### (5) 他ドナー支援状況調査

他ドナー（インド政府含む）による対象機関に対する施設・機材にかかる協力、農業教育・研究分野の技術支援の実績および今後の計画の内容を調査し、本プロジェクトとの重複を避けるとともに、両者の整合性を図りつつ、本協力計画を策定する。

### (6) サイト状況（自然条件等）調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について、必要な精度を確保するため、建設予

定地において、別紙1に仕様を示す自然条件調査（気象調査、地形調査、地質調査、地下水調査）を行う。また、周辺インフラの整備状況（上下水道、電気、排水等）の現況を確認する。なお、建物（研究棟、ICG棟）への配水は新規井戸、圃場への配水は既存井戸を水源とする予定であるが、現況を確認する。

- ① 地形調査（建物建設予定地および圃場予定地）  
平面測量など
- ② 地質調査（建物建設予定地）  
地表踏査、ボーリング／標準貫入試験、塩分濃度調査など
- ③ 地下水調査（建物建設予定地および圃場予定地）  
揚水試験、試掘・水質試験
- ④ 気象調査  
気象情報調査など

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）についてはコンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。なお、①地形調査、②地質調査及び③地下水調査については、現地再委託を可とする。

#### （7）プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（施行版）」を参照して設計総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施設・機材等のグレードの設定や工法／調達方法、工期、施工後の運営・維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

##### 2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえて、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。なお、研究棟及びICG棟の仕様に関しては、施工及び維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。また、機材計画に関して、必要と認められる資機材についても技術レベル、維持管理、そのための費用負担等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。

##### ① 施設計画

施設計画は、先方施設基準、既存施設の状況（配置、仕様、施工方法、活

用・維持管理状況等)、敷地、研修・研究計画やカリキュラム、利用する教員や学生数、既存施設との役割分担等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。

② 設備計画

設備計画については、先方整備基準、既存施設での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

③ 機材計画

要請された機材の必要性、既存の機材活用状況、実施機関の技術力、維持管理能力、現地調達の可能性、スペアパーツの調達事情等を検討し、適切な計画（仕様、個数等）を作成する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針／調達方針
- ・ 施工上／調達上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）／調達・据付区分
- ・ 施工監理計画／調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 初期操作指導・運用指導等計画
- ・ 実施工程

5) ソフトコンポーネント計画

先方と協議のうえ、本計画における実施にかかる運営面での支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。事業の持続性確保やさらなる成果発現の観点から、施設維持管理や教育・研修能力の向上、大学運営の改善等を目的とする支援のあり方を検討し、JICA に提案する。

(8) 相手国側負担事項の概要

相手国負担事項（免税措置、敷地確保、便宜供与、各種建築許可の取得、電気の引き込み等）及び協力対象事業の円滑な実施に不可欠な同事業の実施前・中・後に実施される必要がある相手国側の負担事業を整理のうえ、履行手続きや期限につき確認し、ミニッツで合意する。

(9) プロジェクトの運営・維持管理計画

保守・修理を含め、新設される施設・設備の運営・維持管理体制、方法（組織、人員、予算、技術等）について、毎年必要な運営業務及び点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、運営・維持管理のために必要な人員が現

状において不足している場合、その確保・養成計画を整理に含める。特に、ジャフナ大学の財政状況も含めて、その実現可能性について十分検討する。

#### (10) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（施行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照すること。

##### 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2012年11月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

##### 3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

###### ア) 実施時期

###### イ) 事業費（総事業費及び内訳）

###### ウ) 概略の仕様

###### エ) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

###### オ) 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

###### カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

##### 4) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。予備的経費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

###### ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

###### イ) 工事量変動にかかるリスク

###### ウ) 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）

###### エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク

###### オ) 治安状況（不発弾・地雷等の発見を含む）にかかるリスク

(11) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(12) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、考えられる定量的指標およびその調査方法についてはプロポーザルで提案すること。

(13) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(14) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をスリランカ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概算事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(15) 準備調査報告書等の作成

スリランカ政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(8)を成果品とする。

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| (1) 業務計画書        | : 和文3部(簡易製本)  |
| (2) インセプション・レポート | : 和文8部(簡易製本)  |
|                  | : 英文10部(簡易製本) |
| (3) 現地調査結果概要     | : 和文8部(簡易製本)  |
| (4) 準備調査報告書(案)   | : 和文8部(簡易製本)  |

- : 英文 10 部 (簡易製本)
- (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 和文 2 部 (簡易製本)  
 (※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (6) 概要資料 : 和文 1 部 (簡易製本) 及び CD-R 1 枚  
 (※完成予想図を含む。)
- (7) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 2 枚  
 (※完成予想図を含む。) : 英文 (製本版) 10 部及び CD-R 4 枚  
 : 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚
- (8) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条 (改訂版) に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドライン (2012 年 11 月)」を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2015年4月中旬から国内事前準備を開始し、2015年5月上旬から現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、2015年9月下旬までに概算事業費積算を行い、2015年10月上旬には基本設計概要説明、2015年11月上旬までに準備調査概要資料を提出する。2015年12月下旬まで準備調査報告書を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 15.92M/M

(2) 業務従事者構成（案）

- 1) 業務主任／建築計画（農業高等教育）（2号）
- 2) 建築設計／自然条件調査（3号）
- 3) 研究・農業資機材計画（3号）
- 4) 施設・設備計画／運営維持管理
- 5) 圃場整備計画
- 6) 施工計画／積算
- 7) 調達計画／積算

注）業務従事者構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。ただし、目安を越える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫とプロポーザルに明記すること。

#### 3. 配布資料

- ・無償資金協力要請書
- ・その他関連資料（ジャフナ大学予算書）

#### 4. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第一回現地調査

- 1) 団員構成：総括（JICA）  
計画管理（JICA）

2) 調査工程：10日間程度

2) 調査目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本協力の枠組みおよび調査実施方法について先方実施機関と合意し、これを協議議事録に取りまとめる。

(2) 第二回現地調査（基本設計概要説明）

- 1) 団員構成：総括（JICA）  
計画管理（JICA）

2) 調査行程：1週間程度

3) 調査目的：

基本設計概要書について、コンサルタントと協力して相手国政府機関に説明及び協議を行い、双方の確認事項を協議議事録に取りまとめる。

#### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

- (1) 地形調査
- (2) 地質調査
- (3) 地下水調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、これらに係る費用は、現地再委託もしくは本体契約内の直営実施に関わらず、別見積もりとすること。

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを詳細設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

詳細設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」（2012年11月）の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 安全配慮事項

スリランカにおける業務実施に関し、在スリランカ日本国大使館、機構スリランカ事務所と連絡を密に行い、安全確保に最大限配慮すること。

以上

(別紙1)

スリランカ国ジャフナ大学農学部研究施設等建設計画準備調査にかかる  
自然条件調査仕様書(案)

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形調査

目的 : 施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する

内容 : 平面測量など

(2) 地質調査

目的 : 分布する地質の地層、岩石、深さ及び物性を把握する

内容 : 地表踏査、ボーリング/標準貫入試験、塩分濃度調査など

(3) 地下水調査

目的 : 地下水の分布、深度、水量、水質等の情報を把握し、地下水を入手出来るか、いかに多く入手するかを検討する

内容 : 揚水試験、試掘及び水質検査など

(4) 気象調査

目的 : 気象に係る各種情報を収集し、構造物への影響を推測する

内容 : 気象情報調査など

以上

